

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成三十年東京都告示第十六百三十二号（東京都統計調査条例による統計調査の名称等）の一部改正（総務局統計部社会統計課）……………一
 - 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
 - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等（環境局総務部環境政策課）……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）（環境局環境改善部化学物質対策課）……………八
 - 鳥獣捕獲等事業の変更認定（環境局自然環境部計画課）……………一〇
 - 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新（同）……………一〇
 - 都立公園の位置、区域及び面積の変更（建設局公園緑地部公園課）……………一〇
- 告 示（海区漁調）
- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……………二
 - 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………三
 - 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………三
- 公 告
- 令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎

告示

- 級の随時実施に係る職種の変更……………三
- （産業労働局雇用就業部能力開発課）……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止（水道局）……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止（同）……………四

東京都告示第千五百九号

平成三十年東京都告示第十六百三十二号（東京都統計調査条例による統計調査の名称等）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十四日
東京都知事 小 池 百合子

第三号様式中「調査員印」を「調査員名」に、「担当者印」を「担当者名」に改める。

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

東京都告示第千五百十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月二十四日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
千住一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和三年十二月三十一日まで

三 施行地区

足立区千住一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

足立区島根一丁目二番三号

平成二十八年四月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年十二月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年十二月二十四日

東京都告示第千五百十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、北清掃工場建替事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日
東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

北清掃工場建替事業

別図

東京都立明治公園 区域変更略図

変更箇所 渋谷区千駄ヶ谷一丁目



変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
二八、三八一・〇三	平方メートル	一、三五四・五一	平方メートル	二九、七三五・五四
				平方メートル



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十一号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合
 (承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるも

の

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 令和四年二月一日から同年六月三十日まで及び令和五年一月一日から同月三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和四年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和四年二月一日から令和五年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびう

おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三十トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

(二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業

(三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 令和四年九月一日から令和五年一月三十一日までの操業（大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。）

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二百隻
- 神奈川県 三十隻
- 千葉県 二十五隻
- 静岡県 九十隻
- その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)
三 この指示の有効期間は、令和四年二月一日から令和五年一月三十一日までとする。

公 告

令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施に係る職種の変更について

令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施（令和三年三月一日公告）で公告した随時二級について、次のとおり変更する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更後の随時二級

さく井、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、工場板金、機械検査、ダイカスト（ホットチャンパダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工（石張りに係るものに限る。）、パン製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、

二 変更箇所

技能検定随時二級の随時実施に係る職種について、と

びを追加するものである。

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年十二月二十四日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
六八七四	有限会社 山本土木	山本 一月	埼玉県富士見市針ヶ谷一丁目十五番地十八	平成十九年六月十八日
七九一三	佐藤プラント	佐藤 正信	八王子市大塚千四百十七番地一〇	平成二十七年十一月十一日
九八七三	株式会社 エムズジヤパン	原岡 誠	神奈川県横浜 神奈川区和泉町六千六百十六番地三	令和三年七月一日
六八一八	喜丸工業 有限会社	松澤 静江	神奈川県横浜 神奈川区和泉町四千五百七十七番地	同年八月十三日
七二三七	アポロ工業	高橋 希陽	昭島市郷地町三丁目十四番七号メ	同年十月三十日